



2022年10月19日

各 位

会社名 ナガイレーベン株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤 登 一 郎
(コード番号 7447 プライム市場)
問い合わせ先 取締役管理本部長 山 村 浩 之
(TEL. 03-5289-8200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月19日開催の取締役会において、2022年11月25日開催予定の第73回定時株主総会に、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 現行定款第16条の削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。
- (2) 機動的な資本政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、期末配当を除く剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- なお、株主還元の適切性等を株主様に直接的にご判断いただく観点から、期末配当につきましては、引き続き株主総会の決議により行うことといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当社は、次条第1項に定める期末配当についての決議は株主総会によって行う。期末配当を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第2条</u> 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p><u>2.</u> 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年11月25日
定款変更の効力発生日 2022年11月25日

以 上